



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年 2月18日金曜日 第1634号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（保内町）.....	179
字の区域の変更（＃）.....	179
新たに生じた土地の確認（保内町）.....	179
字の区域の変更（＃）.....	179
松山市、砥部町、内子町、鬼北町、喜多郡及び上浮穴郡の人口.....	179
大洲市及び喜多郡の人口.....	180
今治市及び越智郡の人口.....	180
医療機関の指定.....	180
指定医療機関の廃止の届出.....	180
指定居宅支援事業者の指定（5件）.....	181
新たな土地改良事業の施行の認可（2件）.....	182
市営土地改良事業の施行の同意.....	182
町営土地改良事業の施行の同意.....	182
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（3件）.....	183
解除予定保安林.....	183
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	183
都市計画の変更（一部変更）.....	191
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	191
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	191

公 告

平成17年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 192

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 195

ヘリコプター1200時間特別点検整備（機体整備）..... 195

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 196

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第 390 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、保内町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は保内町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
保内町喜木津 2 番耕地387、2 番耕地388、2 番耕地432及び 2 番耕地439の 2 の地先	3,360.44

○愛媛県告示第 391 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、保内町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
喜木津	保内町喜木津 2 番耕地387、2 番耕地388、2 番耕地432及び 2 番耕地439の 2 の地先公有水面埋立地	3,360.44

○愛媛県告示第 392 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、保内町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は保内町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
保内町喜木津 2 番耕地439の 1 から 2 番耕地439の 3 まで及び 2 番耕地440の地先	2,864.17

○愛媛県告示第 393 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、保内町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
喜木津	保内町喜木津 2 番耕地439の 1 から 2 番耕地439の 3 まで及び 2 番耕地440の地先公有水面埋立地	2,864.17

○愛媛県告示第 394 号

北条市及び温泉郡中島町を廃し、その区域を松山市に編入し、伊予郡砥部町及び同郡広田村を廃し、その区域をもって同郡砥部町を設置し、喜多郡内子町、同郡五十崎町及び上浮穴郡小田町を廃し、その区域をもって内子町を設置し、同町を設置することに伴い、同町の属すべき郡の区域を喜多郡とし、北宇和郡広見町及び同郡日吉村を廃し、その区域をもって同郡鬼北町を設置した後の松山市、砥部町、内子町、鬼北町、喜多郡及び上浮穴郡の人口は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

松山市 508,266人
 砥部町 22,075人
 内子町 20,782人
 鬼北町 13,080人
 喜多郡 34,533人
 上浮穴郡 11,887人

○愛媛県告示第 395 号

大洲市、喜多郡長浜町、同郡肱川町及び同郡河辺村を廃し、その区域をもって大洲市を設置した後の大洲市及び喜多郡の人口は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大洲市 52,762人
 喜多郡 20,782人

○愛媛県告示第 396 号

今治市、越智郡朝倉村、同郡玉川町、同郡波方町、同郡大西町、同郡菊間町、同郡吉海町、同郡宮窪町、同郡伯方町、同郡上浦町、同郡大三島町及び同郡関前村を廃し、その区域をもって今治市を設置した後の今治市及び越智郡の人口は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

今治市 180,627人
 越智郡 8,605人

○愛媛県告示第 397 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
砥部町国民健康保険診療所	砥 部 町	伊予郡砥部町総津396番地	平成17年 1月1日
いしむら整形外科	医療法人 いしむら整形外 科	北宇和郡鬼北町奈良4298番地1	平成17年 1月1日
鬼北町国民健康保険三島診療所	鬼 北 町	北宇和郡鬼北町小松1511番地	平成17年 1月1日
鬼北町国民健康保険小倉診療所	鬼 北 町	北宇和郡鬼北町小倉869番地1	平成17年 1月1日
鬼北町国民健康保険愛治診療所	鬼 北 町	北宇和郡鬼北町清水970番地1	平成17年 1月1日
鬼北町国民健康保険日吉診療所	鬼 北 町	北宇和郡鬼北町下鍵山299番地	平成17年 1月1日
馬越歯科医院	馬 越 務	今治市別宮町一丁目1-16	平成17年 1月1日
日野歯科医院	日 野 哲 雄	今治市桜井五丁目5-43	平成 7年 12月1日
医療法人加藤内科	医療法人 加 藤 内 科	八幡浜市産業通6番28号	平成16年 12月1日

ながやす整形外科クリニック	医療法人 ながやす整形外 科クリニック	新居浜市宮西町1番15号	平成17年 1月1日
くしべ整形外科	櫛 部 英 郎	西条市丹原町池田87	平成17年 2月1日
たにもと薬局	有限会社 ケンシンファー マシー	大洲市徳森1990番地1	平成16年 12月1日
市立大洲病院	大 洲 市	大洲市西大洲字ヤスバ甲570番地	平成17年 1月11日
大洲市豊茂診療所	大 洲 市	大洲市豊茂甲536番地の1	平成17年 1月11日
大洲市櫛生診療所	大 洲 市	大洲市長浜町櫛生甲196番地の3	平成17年 1月11日
大洲市出海診療所	大 洲 市	大洲市長浜町出海甲1282番地	平成17年 1月11日
大洲市国民健康保険河辺診療所	大 洲 市	大洲市河辺町植松428番地	平成17年 1月11日
上須戒診療所	医療法人 菊 原 医 院	大洲市上須戒甲1276番地の1	平成17年 1月1日
中村脳神経外科	医療法人 中村脳神経外科	伊予市米湊786番1	平成17年 1月1日
ふく整形外科	医療法人 ふく整形外科	四国中央市土居町中村1245番地	平成16年 12月1日
土居内科	医療法人 土 居 内 科	西予市宇和町上松葉145番地1	平成17年 1月1日

○愛媛県告示第 398 号

生活保護法（昭和25年法律第 144 号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
宮窪診療所	宮 窪 町	越智郡宮窪町大字宮窪5250番地の1	平成16年 12月31日
大下へき地出張診療所	関 前 村	越智郡関前村大字大下甲1855	平成17年 1月16日
岡村へき地出張診療所	関 前 村	越智郡関前村大字岡村甲18の2	平成17年 1月16日
国民健康保険町立中島中央病院	中 島 町	温泉郡中島町大字大浦3081番地1	平成17年 1月1日
中島町津和地へき地診療所	中 島 町	温泉郡中島町大字津和地420	平成17年 1月1日
中島町国民健康保険二神診療所	中 島 町	温泉郡中島町大字二神甲459番地16	平成17年 1月1日
中島町国民健康保険野忽那診療所	中 島 町	温泉郡中島町大字野忽那甲1540番地16	平成17年 1月1日
中島町睦月へき地診療所	中 島 町	温泉郡中島町大字睦月甲2194番地1	平成17年 1月1日
中島町国民健康保険怒和診療所	中 島 町	温泉郡中島町大字元怒和甲1801番地の1	平成17年 1月1日
小田町立歯科診療所	小 田 町	上浮穴郡小田町大字町村82番地	平成17年 1月1日
広田村国民健康保険診療所	広 田 村	伊予郡広田村総津396番地	平成17年 1月1日
長浜町櫛生診療所	長 浜 町	喜多郡長浜町大字櫛生甲198	平成17年 1月11日
長浜町出海診療所	長 浜 町	喜多郡長浜町大字出海甲1282	平成17年 1月11日

長浜町豊茂診療所	長 浜 町	喜多郡長浜町大字豊茂甲536-1	平成17年1月11日
長浜町国民健康保険直営青島診療所	長 浜 町	喜多郡長浜町大字青島78の6	平成17年1月11日
河辺村国民健康保険診療所	河 辺 村	喜多郡河辺村大字植松428番地	平成17年1月11日
広見町国民健康保険三島診療所	広 見 町	北宇和郡広見町大字小松1511	平成17年1月1日
広見町国民健康保険愛治診療所	広 見 町	北宇和郡広見町大字清水970-1	平成17年1月1日
広見町国民健康保険小倉診療所	広 見 町	北宇和郡広見町小倉869-1	平成17年1月1日
日吉村国民健康保険診療所	日 吉 村	北宇和郡日吉村大字下鍵山299番地	平成17年1月1日
森 医 院	森 廉一郎	北宇和郡津島町岩松甲579	平成14年5月11日
いしむら整形外科	石 村 政 二	北宇和郡鬼北町奈良4298番地1	平成17年1月1日
馬越歯科医院	馬 越 脩	今治市別宮町一丁目1-16	平成17年1月1日

日野歯科医院	日 野 哲 雄	今治市北鳥生3-3-3	平成7年10月25日
加藤内科	加 藤 壽 一	八幡浜市産業通6番28号	平成16年12月1日
ながやす外科・整形外科クリニック	永 易 大 典	新居浜市宮西町1-15	平成17年1月1日
トマト薬局新須賀店	株式会社 ト マ ト	新居浜市新須賀町四丁目15-18	平成14年4月21日
たにもと薬局	谷 本 勝 司	大洲市徳森1990-1	平成16年12月1日
市立大洲病院	大 洲 市	大洲市西大洲甲570番地	平成17年1月11日
大洲市国民健康保険上須戒診療所	大 洲 市	大洲市上須戒甲1276番地の1	平成17年1月1日
中村脳神経外科	中 村 貢	伊予市米湊786番1	平成17年1月1日
ふく整形外科	福 西 昭 人	四国中央市土居町中村1245番地	平成16年12月1日
土居内科	土 居 万 昭	西予市宇和町上松葉145番地1	平成17年1月1日

○愛媛県告示第399号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300171119	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	児童居宅介護	今治市社協介護サービスセンター玉川	今治市玉川町大野甲86番地1	平成17年1月16日
38000300172117	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	児童居宅介護	今治市社協介護サービスセンター大島	今治市宮窪町宮窪3544番地2	平成17年1月16日
38000300173115	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	児童居宅介護	今治市社協介護サービスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成17年1月16日
38000300174113	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	児童居宅介護	今治市社協介護サービスセンター大三島	今治市大三島町野々江2435番地2	平成17年1月16日

○愛媛県告示第400号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。
平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100182118	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	身体障害者居宅介護	今治市社協介護サービスセンター玉川	今治市玉川町大野甲86番地1	平成17年1月16日
38000100183116	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	身体障害者居宅介護	今治市社協介護サービスセンター大島	今治市宮窪町宮窪3544番地2	平成17年1月16日
38000100184114	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	身体障害者居宅介護	今治市社協介護サービスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲3930番地1	平成17年1月16日
38000100185111	社会福祉法人今治市社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁目9番地8	本 宮 健次郎	身体障害者居宅介護	今治市社協介護サービスセンター大三島	今治市大三島町野々江2435番地2	平成17年1月16日

○愛媛県告示第401号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200209118	社会福祉法人今治市 社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁 目 9 番地 8	本 宮 健次郎	知的障害者居 宅介護	今治市社協介護サー ビスセンター玉川	今治市玉川町大野甲 86番地 1	平成17年 1月16日
38000200210116	社会福祉法人今治市 社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁 目 9 番地 8	本 宮 健次郎	知的障害者居 宅介護	今治市社協介護サー ビスセンター大島	今治市宮窪町宮窪35 44番地 2	平成17年 1月16日
38000200211114	社会福祉法人今治市 社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁 目 9 番地 8	本 宮 健次郎	知的障害者居 宅介護	今治市社協介護サー ビスセンター伯方	今治市伯方町木浦甲 3930番地 1	平成17年 1月16日
38000200212112	社会福祉法人今治市 社会福祉協議会	今治市南宝来町一丁 目 9 番地 8	本 宮 健次郎	知的障害者居 宅介護	今治市社協介護サー ビスセンター大三島	今治市大三島町野々 江2435番地 2	平成17年 1月16日

○愛媛県告示第 402 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200198139	西条市	西条市明屋敷164	塩 出 皓 治	知的障害者短 期入所	西条市道前育成園	西条市楠乙454番地 の59	平成16年 11月 1 日
38000200199137	西条市	西条市明屋敷164	塩 出 皓 治	知的障害者短 期入所	西条市東予学園	西条市楠乙438番地 21	平成16年 11月 1 日

○愛媛県告示第 403 号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の11第1項の規定により、次のとおり指定知的障害者更生施設を指定した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 知 的 障 害 者 更 生 施 設 の 設 置 者			サービスの種類	指 定 知 的 障 害 者 更 生 施 設		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200198311	西条市	西条市明屋敷164	塩 出 皓 治	知的障害者更 生施設	西条市道前育成園	西条市楠乙454番地 の59	平成16年 11月 1 日
38000200199319	西条市	西条市明屋敷164	塩 出 皓 治	知的障害者更 生施設	西条市東予学園	西条市楠乙438番地 21	平成16年 11月 1 日

○愛媛県告示第 404 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市飯岡土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・前川地区）の施行を平成17年 2月 4 日認可した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 405 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項の規定により、西条市氷見土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・蔵井地区）の施行を平成17年 2月 4 日認可した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 406 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、今治市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・中津原地区）の施行に平成17年 2月 4 日同意した。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 407 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・中ノ川地区）の施行に

平成17年2月4日同意した。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第408号

瀬戸町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・小島東地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
町営土地改良事業（農業用道路整備事業・小島東地区）
計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年2月21日から3月18日まで
- 3 縦覧場所
瀬戸町役場

○愛媛県告示第409号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・永野市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・永野市地区）計画書の写し
 - (2) 鬼北町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成17年2月21日から3月18日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場

○愛媛県告示第410号

鬼北町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広見中組地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・広見中組地区）計画書の写し
 - (2) 鬼北町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間

平成17年2月21日から3月18日まで

3 縦覧場所

鬼北町役場

○愛媛県告示第411号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市郷字下郷乙72の1、乙72の3、乙73の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

○愛媛県告示第412号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大洲市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 加戸 守行
松山市北持田町122番地
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
大洲市長浜町沖浦字甘草丙1164番1から同市長浜町沖浦字磯ノ上丙1612番2までの地先公有水面
 - (2) 区域
ア 一工区

次のあ点からき点を順次結んだ線並びにき点とあ点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町沖浦丙1229番、丙1230番、丙1209番2、丙1208番1、丙1232番3、丙1206番1、丙1206番2、丙1233番地内の護岸上に設置された金属鉸）は、北緯33度36分05秒、東経132度28分00秒の地点
あ点は、基点から真北224度55分39秒113.78メートルの地点

い点は、あ点から真北57度31分15秒1.65メートルの地点

う点は、い点から真北61度00分51秒3.73メートルの地点

え点は、う点から真北58度08分29秒3.44メートルの

地点
 お点は、え点から真北54度56分53秒3.52メートルの
 地点
 か点は、お点から真北52度09分34秒4.24メートルの
 地点
 き点は、か点から真北49度11分58秒3.65メートルの
 地点
 く点は、き点から真北47度45分35秒4.05メートルの
 地点
 け点は、く点から真北46度15分39秒4.02メートルの
 地点
 こ点は、け点から真北44度21分39秒3.74メートルの
 地点
 さ点は、こ点から真北40度06分33秒1.67メートルの
 地点
 し点は、さ点から真北39度35分37秒3.01メートルの
 地点
 す点は、し点から真北38度50分43秒3.42メートルの
 地点
 せ点は、す点から真北35度58分22秒4.01メートルの
 地点
 そ点は、せ点から真北33度02分50秒3.81メートルの
 地点
 た点は、そ点から真北32度27分51秒3.81メートルの
 地点
 ち点は、た点から真北28度09分58秒4.18メートルの
 地点
 つ点は、ち点から真北27度17分10秒10.02メートル
 の地点
 て点は、つ点から真北27度09分16秒9.91メートルの
 地点
 と点は、て点から真北27度20分55秒10.69メートル
 の地点
 な点は、と点から真北28度29分08秒5.86メートルの
 地点
 に点は、な点から真北30度42分17秒5.16メートルの
 地点
 め点は、に点から真北32度12分25秒6.48メートルの
 地点
 ね点は、め点から真北33度44分00秒4.78メートルの
 地点
 の点は、ね点から真北33度36分59秒7.34メートルの
 地点
 は点は、の点から真北34度29分11秒4.39メートルの
 地点
 ひ点は、は点から真北41度26分52秒21.50メートル
 の地点
 ふ点は、ひ点から真北45度52分04秒21.43メートル
 の地点
 へ点は、ふ点から真北47度54分11秒22.84メートル
 の地点
 ほ点は、へ点から真北47度41分02秒7.25メートルの
 地点

ま点は、ほ点から真北47度55分23秒9.97メートルの
 地点
 み点は、ま点から真北48度01分17秒10.02メートル
 の地点
 む点は、み点から真北48度02分20秒19.98メートル
 の地点
 め点は、む点から真北47度47分23秒20.05メートル
 の地点
 も点は、め点から真北47度18分28秒20.05メートル
 の地点
 や点は、も点から真北52度57分41秒20.30メートル
 の地点
 ゆ点は、や点から真北45度11分01秒19.85メートル
 の地点
 よ点は、ゆ点から真北44度56分00秒20.08メートル
 の地点
 ら点は、よ点から真北44度30分21秒30.01メートル
 の地点
 り点は、ら点から真北44度29分57秒19.98メートル
 の地点
 る点は、り点から真北44度38分00秒19.99メートル
 の地点
 れ点は、る点から真北41度41分51秒8.32メートルの
 地点
 ろ点は、れ点から真北45度29分09秒2.59メートルの
 地点
 わ点は、ろ点から真北45度24分26秒19.21メートル
 の地点
 を点は、わ点から真北43度59分55秒10.44メートル
 の地点
 ん点は、を点から真北46度19分16秒4.08メートルの
 地点
 が点は、ん点から真北130度27分26秒4.05メートル
 の地点
 き点は、が点から真北130度27分34秒6.31メートル
 の地点

イ 二工区

次の①点から⑳点を順次結んだ線並びに㉑点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(C・D・L・+3.34メートル)の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点(大洲市長浜町沖浦丙1612番地2地先の護岸上に設置された金属錐)は、北緯33度36分20秒、東経132度28分24秒の地点

①点は、基点から真北241度11分36秒413.36メートルの地点

②点は、①点から真北63度51分44秒4.74メートルの地点

③点は、②点から真北67度00分45秒5.92メートルの地点

④点は、③点から真北69度40分15秒4.55メートルの地点

⑤点は、④点から真北72度15分16秒4.73メートルの

地点

⑥点は、⑤点から真北75度27分40秒4.62メートルの

地点

⑦点は、⑥点から真北77度10分38秒5.10メートルの

地点

⑧点は、⑦点から真北79度13分05秒3.43メートルの

地点

⑨点は、⑧点から真北81度28分09秒2.33メートルの

地点

⑩点は、⑨点から真北81度47分09秒3.56メートルの

地点

⑪点は、⑩点から真北85度09分56秒5.84メートルの

地点

⑫点は、⑪点から真北87度48分27秒3.95メートルの

地点

⑬点は、⑫点から真北89度11分44秒4.77メートルの

地点

⑭点は、⑬点から真北92度36分42秒2.57メートルの

地点

⑮点は、⑭点から真北94度03分52秒4.04メートルの

地点

⑯点は、⑮点から真北96度53分44秒4.99メートルの

地点

⑰点は、⑯点から真北99度21分09秒6.00メートルの

地点

⑱点は、⑰点から真北102度03分30秒2.42メートルの

地点

⑲点は、⑱点から真北103度14分45秒4.34メートルの

地点

⑳点は、⑲点から真北103度26分15秒7.45メートルの

地点

㉑点は、⑳点から真北103度10分22秒4.31メートルの

地点

㉒点は、㉑点から真北102度56分44秒7.43メートルの

地点

㉓点は、㉒点から真北102度40分11秒9.52メートルの

地点

㉔点は、㉓点から真北101度58分12秒7.59メートルの

地点

㉕点は、㉔点から真北99度20分51秒4.51メートルの

地点

㉖点は、㉕点から真北97度32分22秒5.69メートルの

地点

㉗点は、㉖点から真北95度12分15秒5.37メートルの

地点

㉘点は、㉗点から真北92度46分14秒4.99メートルの

地点

㉙点は、㉘点から真北91度16分33秒4.54メートルの

地点

㉚点は、㉙点から真北88度58分06秒4.11メートルの

地点

㉛点は、㉚点から真北87度12分50秒4.69メートルの

地点

㉜点は、㉛点から真北85度05分55秒5.45メートルの
地点㉝点は、㉜点から真北83度33分54秒4.94メートルの
地点㉞点は、㉝点から真北80度56分14秒5.16メートルの
地点㉟点は、㉞点から真北79度22分06秒5.30メートルの
地点㊱点は、㉟点から真北77度23分23秒3.43メートルの
地点㊲点は、㊱点から真北74度59分31秒4.82メートルの
地点㊳点は、㊲点から真北73度51分15秒4.71メートルの
地点㊴点は、㊳点から真北71度54分13秒5.35メートルの
地点㊵点は、㊴点から真北69度07分09秒5.12メートルの
地点㊶点は、㊵点から真北67度31分07秒4.46メートルの
地点㊷点は、㊶点から真北65度36分12秒5.23メートルの
地点㊸点は、㊷点から真北63度44分27秒5.11メートルの
地点㊹点は、㊸点から真北61度25分34秒5.12メートルの
地点㊺点は、㊹点から真北59度32分00秒4.92メートルの
地点㊻点は、㊺点から真北57度27分43秒5.71メートルの
地点㊼点は、㊻点から真北55度00分54秒4.68メートルの
地点㊽点は、㊼点から真北53度12分39秒4.26メートルの
地点㊾点は、㊽点から真北51度29分28秒5.81メートルの
地点㊿点は、㊾点から真北49度48分24秒1.95メートルの
地点①点は、㊿点から真北47度04分39秒8.06メートルの
地点②点は、①点から真北45度13分12秒4.97メートルの
地点③点は、②点から真北44度39分12秒11.22メートルの
地点④点は、③点から真北44度47分15秒4.00メートルの
地点⑤点は、④点から真北44度43分18秒19.94メートルの
地点⑥点は、⑤点から真北44度08分43秒12.99メートルの
地点⑦点は、⑥点から真北43度19分32秒10.70メートルの
地点

⑧点は、⑦点から真北41度58分29秒7.84メートルの

地点

⑤⑨点は、⑤⑧点から真北41度16分22秒6.14メートルの地点

⑥⑩点は、⑥⑨点から真北39度45分34秒10.01メートルの地点

⑥⑪点は、⑥⑩点から真北38度17分24秒10.02メートルの地点

⑥⑫点は、⑥⑪点から真北37度27分02秒10.07メートルの地点

⑥⑬点は、⑥⑫点から真北36度51分55秒20.08メートルの地点

⑥⑭点は、⑥⑬点から真北36度33分30秒14.86メートルの地点

⑥⑮点は、⑥⑭点から真北35度49分57秒9.64メートルの地点

⑥⑯点は、⑥⑮点から真北35度02分46秒5.64メートルの地点

⑥⑰点は、⑥⑯点から真北33度32分31秒11.48メートルの地点

⑥⑱点は、⑥⑰点から真北30度41分34秒7.83メートルの地点

⑥⑲点は、⑥⑱点から真北29度29分21秒2.75メートルの地点

(3) 面積

一工区 5,519.97平方メートル

二工区 3,909.66平方メートル

合計 9,429.63平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和54年1月16日 愛媛県指令53河第824号

4 しゅん功認可年月日

平成17年2月18日

○愛媛県告示第413号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大洲市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県
松山市一番町四丁目4番地2
代表者 知事 加戸守行
松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

大洲市長浜町須沢丙620番1から同市長浜町櫛生乙1248番1までの地先公有水面

(2) 区域

ア 一工区

次のイ点からヲ点を順次結んだ線並びにヲ点とイ点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町須沢丙621番2地先の護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度35分30秒、東経132度27分28秒の地点

イ点は、基点から真北351度09分13秒70.31メートルの地点

ロ点は、イ点から真北303度55分54秒6.91メートルの地点

ハ点は、ロ点から真北170度14分49秒3.79メートルの地点

ニ点は、ハ点から真北170度25分31秒38.37メートルの地点

ホ点は、ニ点から真北170度25分32秒11.51メートルの地点

ヘ点は、ホ点から真北171度23分05秒9.72メートルの地点

ト点は、ヘ点から真北172度28分59秒9.94メートルの地点

チ点は、ト点から真北174度18分25秒10.12メートルの地点

リ点は、チ点から真北175度44分04秒5.81メートルの地点

ヌ点は、リ点から真北177度09分23秒6.98メートルの地点

ル点は、ヌ点から真北40度41分16秒7.26メートルの地点

ヲ点は、ル点から真北40度41分10秒5.79メートルの地点

イ 二工区

次のい点からて点を順次結んだ線並びにて点とい点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町須沢丙32番地先の護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度35分15秒、東経132度27分18秒の地点

い点は、基点から真北44度59分33秒132.84メートルの地点

ゑ点は、い点から真北37度12分58秒5.46メートルの地点

は点は、ゑ点から真北11度07分28秒13.27メートルの地点

に点は、は点から真北207度06分37秒6.63メートルの地点

ほ点は、に点から真北209度03分45秒4.29メートルの地点

へ点は、ほ点から真北210度13分51秒4.68メートルの地点

と点は、へ点から真北211度48分38秒4.96メートルの地点

ち点は、と点から真北 213 度19分21秒4 .71メートルの地点
 り点は、ち点から真北 214 度28分49秒3 .88メートルの地点
 め点は、り点から真北 216 度09分34秒5 .20メートルの地点
 る点は、め点から真北 217 度34分15秒4 .73メートルの地点
 を点は、る点から真北 218 度42分57秒4 .78メートルの地点
 わ点は、を点から真北 219 度51分36秒5 .25メートルの地点
 か点は、わ点から真北 222 度42分20秒4 .91メートルの地点
 よ点は、か点から真北 223 度57分47秒4 .92メートルの地点
 た点は、よ点から真北 224 度38分24秒4 .84メートルの地点
 れ点は、た点から真北 225 度55分39秒4 .50メートルの地点
 そ点は、れ点から真北 226 度34分35秒5 .12メートルの地点
 つ点は、そ点から真北 227 度35分57秒4 .94メートルの地点
 ね点は、つ点から真北 228 度10分32秒 10 .00メートルの地点
 な点は、ね点から真北 228 度49分10秒 50 .04メートルの地点
 ら点は、な点から真北 228 度42分40秒 10 .00メートルの地点
 む点は、ら点から真北 228 度56分12秒 59 .74メートルの地点
 う点は、む点から真北 229 度22分35秒 10 .03メートルの地点
 ゑ点は、う点から真北 230 度16分34秒9 .97メートルの地点
 の点は、ゑ点から真北 230 度28分54秒1 .81メートルの地点
 お点は、の点から真北 230 度35分05秒2 .27メートルの地点
 く点は、お点から真北 231 度20分08秒5 .80メートルの地点
 や点は、く点から真北 231 度28分58秒9 .85メートルの地点
 ま点は、や点から真北 231 度52分54秒 10 .00メートルの地点
 け点は、ま点から真北 232 度53分26秒 10 .00メートルの地点
 ぶ点は、け点から真北 233 度26分26秒9 .75メートルの地点
 こ点は、ぶ点から真北 233 度59分11秒 11 .39メートルの地点
 え点は、こ点から真北 234 度39分32秒 12 .67メートルの地点

ルの地点

て点は、え点から真北94度34分19秒2 .33メートルの地点

ウ 三工区

次のア点からヌ点を順次結んだ線並びにヌ点とア点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町須沢丙22番地先の護岸上に設置された金属鉄）は、北緯33度35分12秒、東経 132 度27分13秒の地点

ア点は、基点から真北 244 度19分14秒 31 .07メートルの地点

イ点は、ア点から真北 235 度26分24秒 75 .70メートルの地点

ウ点は、イ点から真北 234 度56分27秒 10 .01メートルの地点

エ点は、ウ点から真北 234 度16分21秒 10 .14メートルの地点

オ点は、エ点から真北 234 度10分10秒 10 .06メートルの地点

カ点は、オ点から真北 233 度29分15秒 10 .17メートルの地点

キ点は、カ点から真北 233 度14分22秒9 .96メートルの地点

ク点は、キ点から真北 232 度43分50秒 10 .18メートルの地点

ケ点は、ク点から真北 232 度30分01秒9 .97メートルの地点

コ点は、ケ点から真北 231 度56分24秒4 .67メートルの地点

サ点は、コ点から真北 231 度56分41秒5 .27メートルの地点

シ点は、サ点から真北 231 度18分40秒5 .55メートルの地点

ス点は、シ点から真北 231 度17分47秒4 .71メートルの地点

セ点は、ス点から真北 230 度54分23秒 10 .11メートルの地点

ソ点は、セ点から真北 230 度25分12秒 10 .05メートルの地点

タ点は、ソ点から真北 229 度55分21秒 10 .01メートルの地点

チ点は、タ点から真北 229 度44分46秒 10 .23メートルの地点

ツ点は、チ点から真北 229 度04分28秒 10 .00メートルの地点

テ点は、ツ点から真北 228 度40分21秒 10 .12メートルの地点

ト点は、テ点から真北 228 度07分08秒 10 .03メートルの地点

ナ点は、ト点から真北 227 度21分34秒 10 .01メートルの地点

ニ点は、ナ点から真北 227 度09分09秒 12.97メートルの地点

ヌ点は、ニ点から真北96度31分05秒5.66メートルの地点

エ 四工区

次のア点からニ点を順次結んだ線並びにニ点とア点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町櫛生乙1575番4地先の護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度35分04秒、東経132度27分02秒の地点

ア点は、基点から真北 219 度22分07秒 56.94メートルの地点

イ点は、ア点から真北13度07分48秒 10.60メートルの地点

ウ点は、イ点から真北 222 度20分49秒 5.10メートルの地点

エ点は、ウ点から真北 222 度42分56秒 6.44メートルの地点

オ点は、エ点から真北 223 度32分27秒 10.22メートルの地点

カ点は、オ点から真北 224 度47分57秒 10.08メートルの地点

キ点は、カ点から真北 226 度05分48秒 5.47メートルの地点

ク点は、キ点から真北 226 度36分10秒 4.53メートルの地点

ケ点は、ク点から真北 227 度34分45秒 5.06メートルの地点

コ点は、ケ点から真北 228 度25分32秒 4.91メートルの地点

サ点は、コ点から真北 229 度57分57秒 4.81メートルの地点

シ点は、サ点から真北 230 度28分25秒 4.20メートルの地点

ス点は、シ点から真北 231 度22分21秒 5.56メートルの地点

セ点は、ス点から真北 232 度27分06秒 3.29メートルの地点

ソ点は、セ点から真北 233 度08分03秒 5.49メートルの地点

タ点は、ソ点から真北 233 度23分07秒 4.35メートルの地点

チ点は、タ点から真北 234 度13分32秒 5.77メートルの地点

ツ点は、チ点から真北 234 度51分16秒 4.28メートルの地点

テ点は、ツ点から真北 235 度14分48秒 9.95メートルの地点

ト点は、テ点から真北 235 度46分30秒 9.69メートルの地点

ナ点は、ト点から真北 236 度08分42秒 7.32メートル

の地点

ニ点は、ナ点から真北 235 度56分43秒 10.03メートルの地点

ヌ点は、ニ点から真北85度41分38秒9.03メートルの地点

オ 五工区

次の④点から④点を順次結んだ線並びに④点と③点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町櫛生乙1571番7地先の護岸上に設置された金属鈹）は、北緯33度34分58秒、東経132度26分54秒の地点

④点は、基点から真北13度37分58秒4.07メートルの地点

⑤点は、④点から真北25度47分37秒 21.19メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 220 度35分23秒 3.75メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 219 度41分11秒 4.00メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 218 度25分31秒 3.63メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 217 度07分00秒 4.09メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 215 度47分57秒 4.30メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 214 度25分20秒 3.93メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北 213 度42分19秒 5.22メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北 211 度50分01秒 4.14メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北 210 度43分12秒 4.88メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北 209 度40分31秒 3.37メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北 208 度36分02秒 5.06メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北 207 度41分47秒 3.99メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北 206 度55分25秒 6.43メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北 206 度09分26秒 4.40メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北 103 度05分09秒 6.07メートルの地点

カ 六工区

次のイ点からiii点を順次結んだ線並びにiii点とi点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位（C・D・L・+3.34メートル）の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点（大洲市長浜町櫛生乙1571番7地先の護岸上に

設置された金属鈹)は、北緯33度34分58秒、東経 132 度26分54秒の地点

i 点は、基点から真北 213 度10分33秒 59.82メートルの地点

ii 点は、i 点から真北 204 度10分11秒3.60メートルの地点

iii 点は、ii 点から真北 204 度24分06秒 34.94メートルの地点

キ 七工区

次のA点から①点を順次結んだ線並びに①点とA点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(C・D・L・+3.34メートル)の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点(大洲市長浜町櫛生乙1347番2地先の護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度34分53秒、東経 132 度26分52秒の地点

A点は、基点から真北 349 度03分49秒 27.95メートルの地点

B点は、A点から真北 344 度48分03秒7.36メートルの地点

C点は、B点から真北 207 度31分29秒4.81メートルの地点

D点は、C点から真北 208 度03分00秒8.08メートルの地点

E点は、D点から真北 185 度36分58秒2.78メートルの地点

F点は、E点から真北 173 度04分36秒2.01メートルの地点

G点は、F点から真北 156 度53分55秒1.01メートルの地点

H点は、G点から真北 129 度53分17秒2.05メートルの地点

I点は、H点から真北 129 度53分57秒6.03メートルの地点

ク 八工区

次のI点からIV点を順次結んだ線並びにIV点とI点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(C・D・L・+3.34メートル)の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点(大洲市長浜町櫛生乙1347番2地先の護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度34分53秒、東経 132 度26分52秒の地点

I点は、基点から真北 229 度04分02秒 66.05メートルの地点

II点は、I点から真北 304 度44分07秒6.07メートルの地点

III点は、II点から真北 304 度43分14秒3.99メートルの地点

IV点は、III点から真北 216 度31分41秒7.98メートルの地点

ケ 九工区

次の①点から⑳点を順次結んだ線並びに①点と①点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位(C・D・L・

+3.34メートル)の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点(大洲市長浜町櫛生乙1282番地先の護岸上に設置された金属鈹)は、北緯33度34分46秒、東経 132 度26分47秒の地点

①点は、基点から真北13度51分53秒 92.51メートルの地点

②点は、①点から真北 198 度29分40秒6.10メートルの地点

③点は、②点から真北 197 度14分12秒5.66メートルの地点

④点は、③点から真北 196 度05分41秒4.85メートルの地点

⑤点は、④点から真北 195 度00分42秒4.00メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 194 度21分13秒8.10メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 194 度58分00秒8.04メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 194 度27分27秒 10.03メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 195 度41分07秒9.86メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 196 度17分10秒9.51メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 197 度48分51秒 10.04メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北 199 度09分49秒 10.07メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北 201 度01分03秒9.26メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北 203 度24分26秒 11.90メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北 205 度02分32秒7.37メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北 206 度10分51秒4.80メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北 207 度12分51秒5.65メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北 208 度18分12秒4.72メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北 209 度25分24秒6.85メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北 210 度54分10秒6.78メートルの地点

㉑点は、⑳点から真北 212 度17分29秒5.52メートルの地点

㉒点は、㉑点から真北 213 度39分26秒7.24メートルの地点

㉓点は、㉒点から真北 215 度13分43秒3.73メートルの地点

㉔点は、㉓点から真北 215 度13分53秒1.98メートルの地点

②⑤点は、②④点から真北 215 度14分27秒4 40メートルの地点
 ②⑥点は、②⑤点から真北 217 度19分54秒9 21メートルの地点
 ②⑦点は、②⑥点から真北 218 度26分23秒5 29メートルの地点
 ②⑧点は、②⑦点から真北 219 度24分20秒4 .75メートルの地点
 ②⑨点は、②⑧点から真北 220 度56分56秒9 51メートルの地点
 ③⑩点は、②⑨点から真北 223 度12分00秒9 .97メートルの地点
 ③⑪点は、③⑩点から真北 224 度35分14秒5 20メートルの地点
 ③⑫点は、③⑪点から真北 225 度25分45秒4 25メートルの地点
 ③⑬点は、③⑫点から真北 226 度31分39秒5 28メートルの地点
 ③⑭点は、③⑬点から真北 227 度24分47秒4 .74メートルの地点
 ③⑮点は、③⑭点から真北 228 度26分47秒4 .16メートルの地点
 ③⑯点は、③⑮点から真北 229 度29分22秒5 27メートルの地点
 ③⑰点は、③⑯点から真北 230 度26分16秒5 .13メートルの地点
 ③⑱点は、③⑰点から真北 231 度34分01秒6 .91メートルの地点
 ③⑲点は、③⑱点から真北 232 度46分28秒5 57メートルの地点
 ④⑰点は、③⑲点から真北 233 度41分29秒6 .70メートルの地点
 ④⑱点は、④⑰点から真北 234 度55分20秒5 .97メートルの地点
 ④⑲点は、④⑱点から真北 235 度58分05秒6 .14メートルの地点
 ④⑳点は、④⑲点から真北 236 度37分59秒5 .76メートルの地点
 ④㉑点は、④⑳点から真北 237 度28分05秒6 57メートルの地点
 ④㉒点は、④㉑点から真北 238 度01分04秒 10 .02メートルの地点
 ④㉓点は、④㉒点から真北 238 度19分01秒 30 .08メートルの地点
 ④㉔点は、④㉓点から真北 237 度53分24秒 10 .04メートルの地点
 ④㉕点は、④㉔点から真北 237 度26分06秒9 .94メートルの地点
 ④㉖点は、④㉕点から真北 237 度03分08秒8 .01メートルの地点
 ④㉗点は、④㉖点から真北 105 度30分34秒4 .01メートルの地点
 ④㉘点は、④㉗点から真北57度15分27秒8 .64メートルの

地点

コ 十工区

次の 1'点から 32'点を順次結んだ線並びに 32'点と 1'点を結ぶ春分の日及び秋分の日満潮位 (C . D . L . + 3 34メートル) の陸と公有水面の接する線により囲まれた区域

基点 (大洲市長浜町櫛生乙1248番 1 地先の護岸上に設置された金属鈹) は、北緯33度34分38秒、東経 132 度26分36秒の地点

1'点は、基点から真北53度34分26秒132 .49メートルの地点

2'点は、1'点から真北 356 度51分31秒4 .05メートルの地点

3'点は、2'点から真北 236 度09分26秒6 .66メートルの地点

4'点は、3'点から真北 234 度59分30秒 19 .92メートルの地点

5'点は、4'点から真北 233 度58分31秒4 .58メートルの地点

6'点は、5'点から真北 233 度09分18秒5 .55メートルの地点

7'点は、6'点から真北 233 度06分18秒 10 .01メートルの地点

8'点は、7'点から真北 232 度45分47秒 10 .24メートルの地点

9'点は、8'点から真北 233 度10分04秒9 .76メートルの地点

10'点は、9'点から真北 231 度57分25秒 30 .13メートルの地点

11'点は、10'点から真北 232 度39分26秒 10 .06メートルの地点

12'点は、11'点から真北 233 度33分23秒 10 .00メートルの地点

13'点は、12'点から真北 234 度15分02秒4 .59メートルの地点

14'点は、13'点から真北 235 度07分48秒5 .50メートルの地点

15'点は、14'点から真北 236 度15分43秒5 .97メートルの地点

16'点は、15'点から真北 237 度03分13秒4 .06メートルの地点

17'点は、16'点から真北 238 度04分07秒5 .92メートルの地点

18'点は、17'点から真北 238 度49分18秒4 .17メートルの地点

19'点は、18'点から真北 240 度20分55秒 12 .08メートルの地点

20'点は、19'点から真北 241 度01分43秒4 .68メートルの地点

21'点は、20'点から真北 242 度06分33秒3 .31メートルの地点

22'点は、21'点から真北 242 度11分21秒8 .52メートルの地点

23° 点は、22° 点から真北 242 度41分04秒 27.04メートルの地点
 24° 点は、23° 点から真北 242 度19分57秒 10.00メートルの地点
 25° 点は、24° 点から真北 241 度38分23秒5.14メートルの地点
 26° 点は、25° 点から真北 240 度17分36秒4.46メートルの地点
 27° 点は、26° 点から真北 239 度36分10秒5.19メートルの地点
 28° 点は、27° 点から真北 238 度24分43秒4.85メートルの地点
 29° 点は、28° 点から真北 237 度36分05秒4.91メートルの地点
 30° 点は、29° 点から真北 235 度24分30秒5.01メートルの地点
 31° 点は、30° 点から真北 234 度32分37秒6.30メートルの地点
 32° 点は、31° 点から真北 148 度35分34秒3.75メートルの地点

(3) 面積

一工区 818.68平方メートル
 二工区 1,980.21平方メートル
 三工区 1,931.86平方メートル
 四工区 867.64平方メートル
 五工区 434.39平方メートル

六工区 149.44平方メートル
 七工区 107.66平方メートル
 八工区 47.40平方メートル
 九工区 2,969.55平方メートル
 十工区 1,843.13平方メートル
 合計 11,149.96平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号
 昭和55年4月16日 愛媛県指令河第27号
 4 しゅん功認可年月日
 平成17年2月18日

○愛媛県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 都市計画の種類及び名称
 今治広域都市計画公園
 5・5・2 桜井総合公園
 2 都市計画を変更する土地の区域
 (1) 追加する部分 なし
 (2) 削除する部分 今治市湯ノ浦の一部

○愛媛県告示第415号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
大第23号	大洲市大洲690番地の1	大洲市	大洲市河辺町植松548番地 大洲市河辺支所	平成17年1月11日

○愛媛県告示第416号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
松第26号	松山市千舟町八丁目128番地1	えひめ中央農業協同組合	売りさばき所 松山市北条辻410番地 えひめ中央農業協同組合北条中央支所	売りさばき所 北条市辻410番地 えひめ中央農業協同組合北条中央支所	平成17年1月1日
松第60号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 松山市北条辻1381番地 伊予銀行北条支店	売りさばき所 北条市辻1381番地 伊予銀行北条支店	平成17年1月1日
松第59号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 松山市中島町大浦3048番地 伊予銀行中島支店	売りさばき所 温泉郡中島町大字大浦3048番地 伊予銀行中島支店	平成17年1月1日

大第10号	大洲市大洲690番地の1	大洲市	売りさばき人 大洲市 売りさばき所 大洲市肱川町山鳥坂74番地 大洲市肱川支所	売りさばき人 喜多郡肱川町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月11日
大第12号	大洲市大洲690番地の1	大洲市	売りさばき人 大洲市 売りさばき所 大洲市長浜甲480番地3 大洲市長浜支所	売りさばき人 喜多郡長浜町 売りさばき所 同町役場	平成17年 1月11日
長第1号	松山市南堀端町1番地	株式会社伊予銀行	売りさばき所 大洲市長浜甲266番地の1 伊予銀行長浜支店	売りさばき所 喜多郡長浜町大字長浜甲266番地の1 伊予銀行長浜支店	平成17年 1月11日
長第2号	大洲市長浜町沖浦甲64番地7	中野浩一	売りさばき人 大洲市長浜町沖浦甲64番地7 中野浩一 売りさばき所 大洲市長浜町沖浦甲64番地7	売りさばき人 喜多郡長浜町大字沖浦甲64番地7 中野浩一 売りさばき所 喜多郡長浜町大字沖浦甲64番地7	平成17年 1月11日

公 告

○公 告

平成17年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成17年度の製造の請負等に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成17年 2月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の

行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められた者とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
ア 営業に必要な認可、認可等を得ていない者
イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成17年2月18日（金）から3月11日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

5 申請書類の交付方法及び提出先

- (1) 交付方法
県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/sosiki.htm>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれ

ば交付する。

(2) 提出先

別表のとおりとする。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

8 資格の効力

資格は、平成17年度の製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

9 平成18年度及び平成19年度の資格審査

平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成17年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2156

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県総務部管理局総務管理課 〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 912 2156	松山市及び県外
愛媛県西条地方局総務福祉部総務調整課 〒793 0042 西条市喜多川796番地の1 電話番号 0897 56 1300(内線210)	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県今治地方局総務福祉部総務調整課 〒794 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 23 2500(内線343)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局総務福祉部総務調整課 〒790 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 941 1111(内線308)	伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局総務福祉部総務調整課 〒796 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 22 4111(内線210)	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島地方局総務福祉部総務調整課 〒798 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 22 5211(内線209)	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年2月8日	特定非営利活動法人 愛媛リサイクル市民の会	吉 田 啓 二	松山市千舟町四丁目2番地4	この法人は、不特定多数の団体及び個人を対象とする環境保全活動としてのリサイクルフリーマーケットの開催を通じて、相互の交流を図るとともに、地球における環境保全問題の中から、各団体及び個人の共通課題を設け、その調査研究、児童、生徒ほかに対する環境教育などの諸活動を通じて、住みよいまちづくりと資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成17年2月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
ヘリコプター1200時間特別点検整備（機体整備）
- (2) 業務名及び数量
ベル式206L-3型（JA9708）の点検整備一式
- (3) 業務の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書による。
- (4) 実施期間
契約日の翌日から8月26日まで
- (5) 業務場所
仕様書による。
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成17年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 業務期間の開始までに確実に点検できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部総務室会計課管財係
〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089)934 0110 内線 2264

- (2) 入札書の受領期限
平成17年4月7日（木）午後2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成17年4月7日（木）午後2時00分
愛媛県警察本部 2階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した業務を実施できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be 1,200 hour inspection and maintenance of single Helicopter
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 7 April, 2005

- (3) For further information ,please contact: Administration of Property Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110 Ext 2264

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による直接請求（愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区の議員の解職請求に限る。）の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

直接請求（愛媛県議会議員今治市・越智郡選挙区の議員の解職請求に限る。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 今治市・越智郡選挙区選挙権を有する者の総数
154 ,157
- (2) 今治市・越智郡選挙区選挙権を有する者の総数の3分の1の数
51 ,386